

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

### 感染症サーベイランスシステムの更改について

感染症サーベイランスシステム（以下「現行システム」という。）については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく感染症発生動向調査事業を円滑かつ確実に実施するために、平成18年度より運用しているところです。この度、今後の新興・再興感染症の発生に備えた機能を有し、迅速な機能拡張を可能とする次期感染症サーベイランスシステム（以下「次期システム」という。）を開発・導入することとしました。

次期システムにおいては、**感染症法に基づく感染症発生届等について医療機関等からのオンライン入力が可能となるため、都道府県・保健所設置市・特別区（以下「都道府県等」という。）、保健所等の関係者間で情報共有が即時に行えるようになるとともに、保健所等におけるFAX処理やシステム入力・確認等の事務負担が大幅に減少し、業務のオンライン化にも寄与することが期待されます。**スケジュールや前提事項は、下記をご確認ください。

なお、新型コロナウイルス感染症に関しては、感染状況が収束するまで新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）による対応を継続します。

### 記

#### 1. 運用開始予定日について

令和4年10月11日（火）

**※運用開始後も利便性向上の観点などから継続的に開発を実施予定**

#### 2. 利用環境・利用条件について

- **医療機関等が次期システムを利用する際は、インターネット接続環境が必要です。**また、都道府県等、保健所等の行政機関は、現行システムと同様にL GWAN※接続環境からも利用可能です。

※L GWAN：総合行政ネットワーク。都道府県や市区町村などの地方自治体のコンピュータネットワークを相互接続した広域ネットワーク。

- インターネットに接続できる機器であれば、情報の入力・閲覧が可能であり、パソコンのほか、スマートフォン、タブレットからもご利用いただけます。入力情報は入力端末には残りませんので、既にお使いいただいている機器を使用いただくことが可能です。
- 次期システムの利用に当たっては利用者ごとのアカウントが必要になります。また、次期システムで取り扱う情報を適切に管理いただくため、別途お示しする予定の利用規約への同意を前提とします。

### 3. セキュリティ対策について

- 次期システムは、インターネットを經由し入力した個人情報（要配慮個人情報を含む）をクラウド上で保管するものであり、①ネットワークについてはT L S 1.2以上のみとするなど盗聴、情報漏えい等を防止、②インターネット経由利用時には二要素認証（システムから発行されたID、パスワードに加えて電話番号又はメールアドレスを用いた認証）、③データの暗号化などセキュリティや可用性等に係る適切な措置を講じます。

### 4. 個人情報保護法令との関係について

- 次期システムは、感染症法第12条から第14条に基づく発生届、第15条に基づく積極的疫学調査の業務のために収集している患者に関する情報等のやりとりについてオンライン化を図り、感染症法第15条に基づく情報の収集等を迅速かつ効率的に行うことができるようにするものであり、これらの法令に基づいて認められる範囲において、情報の収集及び第三者への提供（例：医療機関から保健所への提供）を行うよう設計されます（関係者の種類によって、閲覧できる情報の範囲は異なります。）。
- 各個人情報保護法令上は、法令に基づく第三者への提供については本人同意を要しないこととされていますが、個人の健康状態に関する情報など、その保護に特に配慮する必要がある情報が含まれるため、感染症法に基づく業務を遂行するために必要な限度において、医療機関や都道府県、厚生労働省等の関係者に情報提供が行われることや、具体的な情報提供先等について、患者本人に対し可能な限り説明を行うことが望ましいと考えられるため、各機関における個人情報保護条例等に基づき適切に取り扱うようお願いします。

### 5. 利用者アカウントの管理について

- 各利用機関における一般利用者アカウントについては、都道府県等の利用者認証実施者（システムアドミニストレータ）が発行・変更・停止などを管理していただきます。
- 現行システムの一般利用者アカウントについては、既存アカウントを継続利用できるように次期システムに移行します。
- 現行システムに存在しない医療機関等の一般利用者アカウントについては、利用者認証実施者（システムアドミニストレータ）に新規発行いただく予定であり、具体

的な手順等は追ってお示しします。

6. 連絡窓口担当者の登録依頼について

- 今後、次期システムの運用開始に向けた各種案内や依頼に関する連絡を行うに当たって、各都道府県等における連絡窓口担当者の登録をお願いします。
- ついては、別添1「連絡窓口登録票」に必要事項を記載の上、別添2「ファイル共有機能の操作方法について」を参照いただき、5月27日（金）までに現行システムのファイル共有機能を活用してご提出をお願いします。

7. 問合せ先について

- 本事務連絡に関する照会は、別添3「問合せ様式」に必要事項を記載の上、以下の連絡先までメールにてご連絡をお願いします。なお、システム操作等に関する照会は現行システムヘルプデスクまでご連絡をお願いします。

**【照会先】**

《事務連絡の内容に関する照会》

厚生労働省健康局結核感染症課

メールアドレス：jyouhoukanri@mhlw.go.jp

《システム操作等に関する照会》

ヘルプデスク

電話番号：03-5740-8161

メールアドレス：nesid-helpdesk@toshiba-sol.co.jp